



# 佐賀県公報

平成18年  
12月13日  
(水曜日)  
第 12843号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次

### 告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (七二二・長寿社会課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (七二三・障害福祉課) 一
- 佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正 (七二四・生産者支援課) 二
- 指定施業要件変更予定保安林
- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始
- 教育委員会事項
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
- 大規模小売店舗の新設に関する公示
- 電子計算組織設備の購入に係る一般競争入札

### ○ 告 示

(県民協働課) 四  
(商工課) 四  
(公 告) 五

(七二六・道 路 課) 三  
(七二七・" ) 三

### ○佐賀県告示第七百二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十八年十二月十三日

佐賀県知事 古川康

### ○佐賀県告示第七百二十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（薬局）を次のとおり指定した。

平成十八年十二月十三日

佐賀県知事 古川康

- （一）自立支援医療の種類 育成医療  
 （二）指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

サービスの種類	名 称	所 在 地	平成一八・二二・一
福祉用具貸与及 び特定福祉用具 販売	株式会社プロジョーモー ターサイクル西日本佐 賀北営業所	東松浦郡玄海町諸浦三五七番 地一一	平成一八・二二・一

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
中原薬局	佐賀市唐人一丁目二番八号	平成一八・二二・一
エキマエ薬局	唐津市浜玉町浜崎一〇七二番地	" "
オレンジ薬局	唐津市鏡二五三九番地二	" "
唐津東松浦薬剤師会薬局	唐津市二タ子一丁目一六番八号	平成一八・二二・一
健康クラブ薬局	唐津市厳木町本山三七七番地一一	" "
健和薬局	唐津市和多田用尺三八四一番地二	" "
チヨダ薬局	唐津市栄町二五六九番地一三	" "
七山薬局	唐津市七山藤川二七七三番地二	" "
株式会社馬場薬局	唐津市千代田町二五八三番地三三	" "
馬場薬局和多田店	唐津市和多田用尺二九三九番地六	" "
ハマゼン薬局熊ノ原店	唐津市熊原町三一七六番地一	" "
マイ薬局	唐津市大石町二四六六番地一	" "
はる薬局	唐津市原九九二番地一	" "

有限会社まつばら薬局 西唐津店	唐津市海岸通り七一八二番地七八	唐津市海岸通り七一八二番地七八	はる薬局	唐津市原九九二番地一
山下至誠堂薬局中央店	唐津市呼子三七五三番地一	唐津市呼子町呼子三七五三番地一	マイ薬局	唐津市大石町二四六六番地
山下至誠堂薬局菜烟店	唐津市菜烟三六一三番地三	鳥栖市元町一〇九二番地六	前谷薬局	唐津市呼子町呼子一九五〇番地
いちむら薬局	鳥栖市古賀町三六〇番地三	鳥栖市古賀町三六〇番地三	有限会社まつばら薬局 野ヶ里店	唐津市海岸通り七一八二番地七八
久保調剤薬局	鳥栖市原古賀町一二〇〇番地一	鳥栖市原古賀町一二〇〇番地一	はらこが薬局	"
はらこが薬局	鳥栖市吉野ヶ里町大曲一四九三番地一	鳥栖市吉野ヶ里町大曲一四九三番地一	有限会社あさひ薬局吉 野ヶ里店	"
有限会社あさひ薬局吉 野ヶ里店	神埼郡吉野ヶ里町大曲一四九三番地一	神埼郡吉野ヶ里町大曲一四九三番地一	いちむら薬局	山下至誠堂薬局中央店
おの薬局	三養基郡みやき町大字市武一三三三 二番地一	三養基郡みやき町大字市武一三三三 二番地一	山下至誠堂薬局菜烟店	唐津市呼子三七五三番地一
くぼ薬局北茂安店	五番地八	五番地八	いちむら薬局	唐津市呼子町呼子三七五三番地一
くぼ薬局北茂安店	佐賀市唐人一丁目二番八号	佐賀市唐人一丁目二番八号	久保調剤薬局	唐津市菜烟三六一三番地三
中原薬局	佐賀市浜玉町浜崎一〇七二番地	佐賀市浜玉町浜崎一〇七二番地	はらこが薬局	鳥栖市元町一〇九二番地六
エキマ工薬局	唐津市鏡二五三九番地二	唐津市鏡二五三九番地二	有限会社あさひ薬局吉 野ヶ里店	鳥栖市古賀町三六〇番地三
オレンジ薬局	唐津東松浦薬剤師会 局	唐津市二タ子一丁目一六番八号	くぼ薬局北茂安店	鳥栖市原古賀町一二〇〇番地一
健康クラブ薬局	唐津市厳木町本山三七七番地一一	唐津市厳木町本山三七七番地一一	おの薬局	鳥栖市吉野ヶ里町大曲一四九三番地一
健和薬局	唐津市和多田用尺三八四一 番地二	唐津市和多田用尺三八四一 番地二	くぼ薬局北茂安店	三養基郡みやき町大字市武一三三三 二番地一
チヨダ薬局	唐津市栄町二五六九番地一三	唐津市栄町二五六九番地一三	五番地八	五番地八
七山薬局	唐津市七山藤川二七七三番地二	唐津市七山藤川二七七三番地二	おの薬局	三養基郡みやき町大字市武一三三三 二番地一
株式会社馬場薬局	唐津市千代田町二五八三番地三三	唐津市千代田町二五八三番地三三	くぼ薬局北茂安店	神埼郡吉野ヶ里町大曲一四九三番地一
馬場薬局和多田店	唐津市和多田用尺二九三九番地六	唐津市和多田用尺二九三九番地六	はらこが薬局	鳥栖市原古賀町一二〇〇番地一
ハマゼン薬局熊ノ原店	唐津市熊原町三一七六番地一	唐津市熊原町三一七六番地一	有限会社まつばら薬局 西唐津店	唐津市海岸通り七一八二番地七八

## 二

- (一) 指定医療機関の種類 更生医療  
(二) 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
中原薬局	佐賀市唐人一丁目二番八号	平成一八・一二・一

◎佐賀県告示第七百二十四号 佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第六百十号）の一部を次のように改正する。	平成十八年十二月十三日 佐賀県知事 古川康	この告示は、公布の日から施行する。
第四条第二項中「同年七月十五日まで」を「同年七月末日まで」に、「翌年一月十五日まで」を「翌年一月末日まで」に改める。	附 則	

●佐賀県告示第七百二十五号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十八年十二月十三日

佐賀県知事 古川 康

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十三年六月二十五日農林省告示第八百四十一号の一、昭和四十四年二月二十一日農林省告示第二百十二号の一、昭和四十六年一月五日農林省告示第二十二号の二、昭和四十六年三月十五日農林省告示第四百四十二号の一、昭和五十六年二月二十六日農林水産省告示第二百七十二号の一、昭和五十八年二月十七日農林水産省告示第百八十一号の三、昭和五十八年二月二十一日農林水産省告示第二百八号の二、昭和五十八年六月二十日農林水産省告示第九百八十四号の一、昭和五十八年九月二十八日農林水産省告示第千七百七十号の一

二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 變更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次とのおりとする。  
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する

備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する  
の区域を次のとおり変更する。  
その区域を表示した図面は、平成十八年十二月十三日から平成十九年一月十

二日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月十三日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第七百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次とのおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年十二月十三日から平成十九年一月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月十三日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 早良中原 停車場線	三養基郡みやき町大字蓑原字中川原一〇六七番一地先から 三養基郡みやき町大字蓑原字千入道九二七番一地	平成一八・一二・一三
先まで		

●佐賀県告示第七百二十六号  
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を表示した図面は、平成十八年十二月十三日から平成十九年一月十の区域を次のとおり変更する。

## ○ 公 叫

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年1月30日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年12月13日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成18年11月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人夢の樹  
(2) 代表者の氏名 吉川真一  
(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目6番18号レジヨンビル

(4) 定款に記載された目的

この法人は障害者や高齢者の通院及び入院患者の家族のための宿泊所運営を行うとともに、ボランティア活動による自立支援、高齢者の生活支援を行い、町ぐるみで障害者も高齢者も安心して暮らせるコミュニティを作ることによって広く公益に貢献することを目的とする。

3 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀郡川副町大字犬井道1268番地1

4 定款に記載された目的

この法人は、佐賀県民及び県外の人達に対して、佐賀空港コスモス園及び県内の景観と環境保全整備に関する事業を行い、緑豊かな自然環境を提供

し、地域振興と県土づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成18年12月13日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

トライアルマート伊万里店

佐賀県伊万里市二里町大里字笠尾甲2456番地3

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年2月1日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年12月13日

株式会社トライアルカンパニー

佐賀県知事 古川 康

		午前6時から午後6時まで
2	届出年月日	平成18年11月20日
イ	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
(3)	大規模小売店舗の新設をする日	平成19年7月21日
(4)	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,926平方メートル
(5)	大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	ア 駐車場の位置及び収容台数 建物南東側 100台 イ 駐輪場の位置及び収容台数 建物南東側 24台 ウ 荷さばき施設の位置及び面積 建物内南側 74.7平方メートル エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南側 28.7立方メートル
(6)	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間 イ 乗客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間 ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 敷地南東側 1箇所 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
2	届出年月日	平成18年12月13日から 平成19年4月12日まで
3	関係書類の縦覧	(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課 (2) 縦覧期間 平成18年12月13日から 平成19年4月12日まで
4	その他	法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。
		○ 競争入札依頼
		次のとおり一般競争入札に付します。 平成18年12月13日
	取支等命令者	佐賀県教育庁総務課長 片 間 稔
1	競争入札に付する事項	(1) 購入物品名及び数量 電子計算組織設備四式（高等学校用 四式） (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。 (3) 納入期限 平成19年3月26日（月） (4) 納入場所 ア 佐賀県伊万里市二里町大里乙1414番地 佐賀県立伊万里農林高等学校

イ 佐賀県佐賀市大和町大字尼寺1698番地 佐賀県立高志館高等学校  
 ウ 佐賀県唐津市石志中ノ尾3072番地 佐賀県立唐津工業高等学校  
 工 佐賀県小城市牛津町牛津274番地 佐賀県立牛津高等学校

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号  
 佐賀県教育庁総務課 学校施設担当(新行政棟10階)  
 電話 0952-25-7224

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有する者であること。

(2) 当該物品の納入後、発注者の求めに応じて、保守、点検、修理その他のアフターサービスを速やかに提供することができる者であること。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、納入しようとする物品等の機能等を説明する書類及び2の(2)を確認することができる書類を、平成19年1月12日（金）の17時15分までに、4の(1)の場所に提出しなければならない。提出された書類を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

(2) 入札説明書の交付方法

入札説明会で交付する。

なお、入札説明会に出席することができない者で競争入札への参加を希望するものには、平成18年12月22日（金）から平成19年1月9日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の8時30分から17時15分までの間(1)の場所で随時交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成18年12月22日（金）11時

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁新行政棟10階 101号会議室

(4) 入札書の提出方法 (5)に示す期限の前については平成19年1月19日（金）に(1)の場所に、当日は(6)の場所に持参すること。郵送の場合は(1)の場所に書留郵便で提出すること。

(5) 入札書の提出期限 平成19年1月23日（火）11時

(6) 開札の日時及び場所

平成19年1月23日（火）11時

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁新行政棟10階 101号会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号

の規定により免除する。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

(3) 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する者が行つた入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行つた者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ 法令又は入札に関する条件に違反した者

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもつて申込みをしたもの落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 6 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be purchased :
- Electronic Computer Network System, four systems

(2) Deadline : 11:00 A.M. 23 January,2007

(3) For more information, Contact : Education Administration Division, Saga Prefectural Government, 1-159 Jonai, Saga-Shi, Saga-Ken, 840-8570 Japan TEL 0952-25-7224

申購  
込読料

一か年二八、八〇〇円（送料共）  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十二月十三日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日  
株古川総合印刷